

日本ウィメンズヘルス・メンズヘルス理学療法研究会規則

令和3年4月1日

研究会理事会制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、一般社団法人 日本理学療法学会連合（以下、「連合」という。）

定款第5条第1項第2号に基づき、日本ウィメンズヘルス・メンズヘルス理学療法研究会（以下、「本研究会」という。）と称し、本連合の学術団体会員として登録する。

(目的)

第2条 本研究会は、理学療法に関する知識の普及、学術文化の向上に関する事業を行い、医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会（講演会、研修会）等の開催
 - (2) 会誌及び図書等の刊行
 - (3) ウィメンズヘルス理学療法学およびメンズヘルス理学療法学に関する教育・研究
 - (4) ウィメンズヘルス理学療法学およびメンズヘルス理学療法学の啓発・普及活動ならびに政策等の提言
 - (5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

第3章 会員

(団体の構成員)

第4条 本研究会に、次の会員を置く。

- (1) 専門会員A この団体の目的に賛同する日本理学療法士協会会員で、以下の条件のいずれかを満たし、理事会の承認を得た個人とする。
 - ア 大学等に勤務する個人
 - イ 修士号や博士号を取得している個人
 - ウ 本会の当該領域に関する専門理学療法士資格を有する個人
 - エ 病院等に勤務し本会の当該領域に関する研究者とみなされる個人
- (2) 専門会員B この団体の目的に賛同し、理学療法士免許を有さずに以下の条件のいずれかを満たし理事会の承認を得た個人とし、専門会員Aと専門会員B

の会員総数の20%以内とする。

- ア 大学等に勤務し、理学療法に関連した研究活動を行っている個人
 - イ 病院等に勤務し、理学療法に関連した研究活動を行っている個人
- (3) 一般会員 この団体の目的に賛同する日本理学療法士協会会員で、以下の条件のいずれかを満たし、理事会の承認を得た個人とする。
- ア 専門理学療法士資格を有する個人
 - イ 認定理学療法士資格を有する個人
 - ウ 公益社団法人日本理学療法士協会会員で、本研究会主催の研究会・学術大会等にて筆頭発表者としての実績が確認できる個人
- (4) 学生会員 この団体の目的に賛同する学生で、以下の条件のいずれかを満たし、理事会の承認を得た個人とする。
- ア 理学療法士養成校に生徒として在籍している個人
 - イ 理学療法士資格を有する大学院生

- 2 日本理学療法士協会に所属していない理学療法士は、上記会員要件から除外する。
(名誉会員)

第5条 本研究会の役員歴があり、本研究会の発展に著しい功績のあった評議員候補者資格年齢を超えた者の中から選考する。

- 2 名誉会員候補者については、選考委員会（仮称）で選考し、略歴書を添えて理事会に推薦する。
- 3 名誉会員は、理事会や総会に対してオブザーバーとして参加することができる。
(年会費)

第6条 本研究会の会員年会費は、次のとおりとする。

- (1) 専門会員Aの会費は、無料とする。
- (2) 専門会員Bの会費は、年額2,000円とする。
- (3) 一般会員の会費は、無料とする。
- (4) 学生会員の会費は、無料とする。
- (5) 名誉会員の会費は、無料とする

- 2 年会費の変更は総会決議とする。

(入会)

第7条 本研究会に入会を希望するものは、理事会で定める所定の手続きを経て入会申し込みをするものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で定める所定の手続きをすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって除名する

ことができる。

- (1) この規則やその他の規則等に違反したとき。
- (2) 本研究会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 当該年度の年会費の支払いを前年度3月末日までに履行しなかったとき。
- (3) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 日本理学療法士協会の会員資格を失ったとき。
- (5) 総会の決議によって、除名されたとき。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 評議員について以下に定める。

- 2 評議員は、専門会員A及び専門会員Bの中から別に定める規定により選出する。
- 3 評議員の定数は、50名を上限とする。
- 4 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、総会を正当な理由なく2回以上連続して欠席した者については、再任できないものとする。

(評議員資格の喪失)

第12条 評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 当該年度の年会費の支払いを前年度3月末日までに履行しなかったとき。
- (3) 日本理学療法士協会の会員でなくなったとき。
- (4) 専門会員の会員資格を失ったとき。
- (5) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 総会の決議によって、除名されたとき。

第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員となる資格
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 収支決算書の承認
- (5) 規則の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとしてこの規則に定められた事項及び理事会で必要と認められた事項

(開催)

第15条 総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に定時総会を開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

- 2 総評議員数の5分の1以上が総会を請求した場合、代表理事は総会を招集しなければならない。ただし、請求の際には理由を書面にて明記する必要がある。

(議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長は、当該総会において評議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 本規則の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使)

第20条 総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 あらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、評議員はその議決権の行使を行うことができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第22条 総会の決議の要領及び決議した事項は、この団体の会誌に掲載し、会員に通知する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 本研究会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上15名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

3 第2項の理事長をもって代表理事とする。

4 理事及び監事は、評議員を兼任することはできない。

(役員を選任)

第24条 理事は専門会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本研究会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、この法人の運営や学会活動に精通している者、或いは会計制度や関係法令等に一定の知見を有する者等から、社員総会の決議によって選任する。

5 本研究会の監事には、本研究会の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び本研究会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

6 専門会員Bより選出される理事の合計数は、理事総数の20%以内とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この規則で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この規則で定めるところにより、本研究会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより、本研究会の業務を執行する。

4 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本研究会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項にかかわらず、理事長の任期は、通算して3期6年を超えることができない。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て定める。

(役員責任免除)

第30条 理事又は監事が、その任務を怠ることで与えた損害については、賠償責任を負うこととする。ただし、理事又は監事が負う上記責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、一定の額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本研究会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本研究会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について決議に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

3 理事長が理事会に出席することができない場合は、出席理事及び監事が、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

第8章 各種委員会

(委員会)

第37条 本研究会に、必要に応じ各種委員会を置くことができる。

第9章 会計

(事業年度)

第38条 本研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本研究会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長の決定又は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、及び支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本研究会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 収支決算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、本規則、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 本規則の変更及び解散

(本規則の変更)

第41条 本規則は、総会の決議によって変更することができる。なお、変更後は、速やかに連合へ報告することとする。

(解散)

第42条 本研究会は、総会の決議で解散できる。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 本研究会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法及び情報公開

(公告の方法)

第44条 本研究会の公告は、電子公告により行う。

(情報公開)

第45条 本研究会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況及び財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 本研究会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(施行規程)

第47条 この規則の施行について必要な規定は、理事会の承認を経て、別に定める。

附則

- 1 本規則は令和3年4月1日より施行する。
- 2 この団体の最初の事業年度は、当法人成立の日から2022年3月31日までとする。
- 3 この団体の設立後、日本理学療法士学会内のウィメンズヘルス・メンズヘルス理学療法部門の運営幹事であった者は、何ら意思表示をすることなく当然にこの団体の評議員となる。
- 4 専門会員Aの資格要件として、令和3年4月から4年の間に限り運営幹事経験を有する者を認めることとする。
- 5 第27条に関わらず、令和3年度に理事となった者の任期は、令和4年度内に行われる総会終結のときまでとする。
- 6 第11条第4項に関わらず、令和7年度内に行われる定時総会以前の理事会において選任された評議員の任期は、令和7年度に実施される定時総会までとする。
- 7 第24条第7項に関わらず、法人設立時理事は令和4年度内に行われる総会終結のときまで、評議員を兼ねることができるものとする。
- 8 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時理事長、設立時副理事長は、次のとおりとする。

設立時理事	森 明子
設立時理事	井上 倫恵
設立時理事	横井 悠加

設立時監事	武田 要
-------	------

設立時理事長（代表理事）	森 明子
設立時副理事長	井上 倫恵
設立時副理事長	横井 悠加